

令和2年度に実施した墨田区による保育所、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者への指導検査において、文書により指摘を行った事例は以下のとおりです。なお、すべての事例について改善済であることを確認しています。

部門	指摘の具体的事例	文書指摘数		
		保育所	小規模	家庭的
運営	<p>▶ 避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること</p> <p>◇ 非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練又は消火訓練を実施していない月がある。</p>	4	1	
	<p>▶ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと</p> <p>◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳業務に従事させている。</p>	1		
保育	<p>▶ 保育士を適正に配置すること</p> <p>◇ 乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上保育士を置かなければならない。その場合において、常勤保育士を各組や各グループに1人（乳児を含む組やグループについては算出された保育士の数が2人以上の場合は2人）以上配置しなければならないが、0歳児クラスに常勤保育士2人の配置が必要であるところ、常勤保育士が1人しか配置されていない。</p>	1		
	<p>◇ 開所時間中に配置する保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1人と保育従事者（無資格）1人の配置の時間帯がある。</p>		1	
	<p>▶ 附属明細書を適正に作成すること</p> <p>◇ 社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、東京都の認可条件等により経理処理を行う必要があり、保育所を経営する事業については、指定された附属明細書を作成しなければならないが、「積立金・積立資産明細書」、「基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書」を作成していない。</p>	2		
会計	<p>▶ 契約を適正に行うこと</p> <p>◇ 社会福祉法人が運営する認可保育所においては、社会福祉法人が定めた経理規程に基づき適正に契約を行わなければならないが、入札を行うべき工事案件について、入札契約を行わずに随意契約し、さらに、契約書を作成すべきところ請書を作成している。</p>	1		
	<p>▶ 積立金の目的外使用に当たり、都事前協議を行うこと</p> <p>◇ 私立保育所においては、積立資産をやむを得ず目的外に使用する場合は、事前に都に協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け、問題がない場合においてその定められた経費に使用を認められるものであるが、都の承認を受けずに、積立資産を目的外に使用している。</p>	1		
	<p>▶ 前期末支払資金残高の取り崩しに当たり、都事前協議を行うこと</p> <p>◇ 私立保育所においては、前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に都に協議を行い、審査の上、適当と認められた場合において、その定められた経費に使用が認められるものであるが、都の承認を受けずに、前期末支払資金残高を取り崩し使用している。</p>	1		
合計		11	2	0